

2 交通事故死ゼロの日

趣 旨

「交通事故死ゼロの日」は、交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として設けられたもので、この日は、交通死亡事故の防止を図るため、県民総ぐるみで県民運動を展開するものです。

実施日

毎月10日、20日、30日
交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(木)
9月30日(火)

実施の内容

(1) 重点的な取組の推進

10日 こどもを交通事故から守る日
横断歩道の日

20日 自転車・二輪車安全利用の日

30日 高齢者を交通事故から守る日

(2) 街頭活動の強化

- 歩行者・自転車利用者の保護誘導や自転車利用者に対する安全な乗り方の指導を行う。
- 通学(園)路、生活道路、交差点等の事故多発場所の安全点検活動等を行う。
- 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を、呼び掛ける。
- 踏切道の点検活動を行う。
- 違法駐車、道路不法占有物件等の排除活動を行う。

(3) 交通安全教育の推進

- こどもや高齢者のほか、自転車利用者に対する交通安全教室を開催する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

(4) 啓発活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ウェブサイト等による啓発を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。
- サイン板、横断幕、懸垂幕、ポスター、チラシ等による啓発を行う。

3 高齢者を交通事故から守る日・週間

趣 旨

「高齢者を交通事故から守る日・週間」は、交通事故死者数の半数以上を占める高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の者の交通安全意識を高めるとともに、運転者の高齢者に対する思いやり意識の浸透を図ります。また、交通事故の低減に効果的な安全運転サポート車の利用や運転免許証の自主返納を促進するための啓発活動を集中的に実施するものです。

実施日

高齢者を交通事故から守る日 毎月30日(2月は末日)
高齢者交通安全週間 (9月14日(日)～9月20日(土))

実施の内容

<P. 14 世代別等交通安全行動指針【高齢者】参照>

(1) 街頭活動の強化

- 街頭におけるキャンペーン等での啓発活動や地域を巡回し、生活道路対策「ゾーン30プラス」（最高速度 30km/h の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする地域）の周知や、高齢歩行者や自転車利用者に対する安全行動の呼び掛け等を行う。
- 各種イベントにおいて、安全運転サポート車についての周知や試乗会等を行い、その普及啓発に努める。
- 運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度について、広報啓発に努める。

(2) 交通安全教育の推進

- 高齢者に対する交通安全教室や家庭訪問による個別指導を通じて、明るい服装の着用と反射材用品、LEDライト等の活用及び普及等を図る。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。
- 歩行環境シミュレータを活用した道路の安全な横断方法や自転車シミュレータを活用した自転車の安全な利用方法、運転シミュレータを活用した安全な運転方法についての体験学習を行う。

(3) 啓発活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、チラシ、ウェブサイト等による啓発を行う。

4 自転車・二輪車の安全利用

趣旨

「自転車・二輪車安全利用の日・月間及びバイクの日」は、自転車・二輪車の交通事故の特徴や事故防止の方策を県民に訴えるものです。

実施日

自転車・二輪車安全利用の日	毎月20日
自転車・二輪車安全利用月間	5月
バイクの日	8月19日（火）

実施の内容

<P. 15-16 世代別等交通安全行動指針

【自転車利用者】【二輪車・原付利用者】【特定小型原動機付自転車利用者】参照 >

(1) 街頭活動の強化

- 自転車・二輪車の安全な乗り方の指導を行う。
- 事故多発場所の安全点検活動等を行う。

(2) 交通安全教育・啓発事業の推進

- P. 25：自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和3年3月26日公布）の更なる周知と遵守を図る。
- 参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。
- 自転車シミュレータを活用した自転車の安全な利用方法についての体験学習を行う。
- 「自転車安全利用五則」を基本として、安全運転意識の向上を図る。
 - ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③ 夜間はライトを点灯
 - ④ 飲酒運転は禁止
 - ⑤ ヘルメットを着用

- 道路交通法の一部を改正する法律（携帯電話使用等及び酒気帯び運転禁止の罰則の強化）について周知する。
 - 左右の見とおしがきかない交差点では、車両には徐行義務があることや、一時停止標識が設置された交差点では、自転車及び特定小型原動機付自転車にも一時停止義務があることを周知する。
 - 万が一の事故に備えて、自転車及び特定小型原動機付自転車乗用時にヘルメットを着用するように呼び掛ける。（努力義務）
 - 自転車利用者も加害者になり得ることを認識させ、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。（義務）
 - 点検整備の促進を図る。
 - 二輪車事故被害の軽減のために、乗車用ヘルメットのあごひもをしっかりと締めるとともに、二輪車用プロテクター等を着用するように呼び掛ける。
- (3) 啓発活動の強化
- 新聞、広報紙、機関紙、ラジオ、テレビ、ポスター、チラシ、ウェブサイト等による啓発を行う。
 - 街頭キャンペーン、巡回広報を行い、自転車、二輪車安全利用の促進を図る。

5 交通安全スリーS運動

趣 旨

交通死亡事故のうち、半数以上が交差点内又は交差点付近で発生し、道路横断中の事故が多数発生しています。

「交通安全スリーS運動」は、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した「ストップ（Stop）」「スロー（Slow）」「スマート（Smart）」のキーワードの3つの頭文字を取り、ドライバー等に安全な行動の定着化を図ることを目的として実施するものです。

(1) Stop（ストップ）

- 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- 横断歩道や交差点では歩行者優先
- 飲酒運転の根絶

(2) Slow（スロー）

- こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
- 見とおしが悪い交差点では徐行

(3) Smart（スマート）

- 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- シートベルトの全席着用の徹底
- 急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転



Stop Slow Smart
交通安全スリーS運動
交通安全スリーS運動
のシンボルマーク

実施の内容

(1) 街頭活動の強化

- 地域を挙げた街頭啓発活動を積極的に実施する。
- 地域住民に交通安全情報を積極的に提供する。

(2) 交通安全教育の推進

- 交通事故の発生状況に応じた交通安全教室を積極的に開催する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

(3) 啓発活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ウェブサイト等による啓発を行う。
- サイン板、懸垂幕、ポスター、チラシ等による広報と、広報車による巡回広報を行う。

6 ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)

趣 旨

薄暗くなる夕暮れ時は、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなる上、下校、退勤等により人や車の交通量が増える時間帯と重なることから、交通事故が多発する傾向があります。

「ライト・オン運動」は、運転者の視認性の向上を図るとともに、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めのライト点灯を推進するものです。

また、歩行者・自転車利用者には反射材用品、LEDライト等の普及と自発的な活用の促進を図ります。

実施の内容

(1) 街頭活動の強化

- 歩行者・自転車利用者の注意喚起と運転者等に対する指導を行う。
- サイン板やのぼり旗を利用した啓発活動を行う。

(2) 交通安全教育の推進

- 夕暮れ時の事故の実態を踏まえた交通安全教育を実施する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

(3) 啓発活動の強化

- 新聞、機関紙等による啓発を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。
- 立看板、横断幕、懸垂幕、ポスター、チラシ等による啓発を行う。

(4) 点灯時刻の目安(日没時刻の概ね1時間前) ※雨天・曇天の視界不良時は昼間でも点灯

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:00	18:00	17:30	17:00	16:30	16:00	16:00



ライト・オン運動
のシンボルマーク

7 歩行者保護運動

趣 旨

本県では、道路横断中に歩行者が死傷する交通事故が多発しています。

歩行者保護運動は、横断歩道における歩行者に対する保護意識の醸成を図る取組を一層強化し、ドライバーには横断歩道等における歩行者等の優先を、歩行者には横断歩道の利用促進とドライバーに渡る意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を推進するものです。

実施日

子どもを交通事故から守る日 毎月10日
横断歩道の日 毎月10日

実施の内容

(1) 子どもを交通事故から守る日の周知

- 学校関係者、警察、自治体及び地域住民が連携した、登下校時における見守り活動を推進する。
- 通学路における指導取締り活動を行う。

(2) 横断歩道の日周知

- 横断歩行者の保護を呼び掛けるキャンペーンの開催やスーパー等の大型商業施設における店内放送、官公庁における庁内放送での広報啓発、交差点や横断歩道付近等でサイン板等により走行車両に対し、歩行者保護を呼び掛ける。

- ダイヤマークの周知と、横断歩道における歩行者等優先の遵守を図る。
- 各事業所では、通勤時や業務中等の横断歩行者保護について指導を行う。
- 各警察署では、指導取締りの強化を行うとともに、横断歩道等の点検整備を実施する。

(3) 「ハンド・アップ運動」の推進

「ハンド・アップ運動」とは、歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するもの。

- ★歩行者は、左右の安全確認をし、手を挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特にこどもは、横断中もドライバーから目立つよう手を挙げて横断する。
- ★歩行者は、車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。
- ★歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。
- ★ドライバーは、道路上のダイヤマークを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその手前で安全に停止することができるように、スピードを落として走行する。
- ★ドライバーは、横断中又は横断しようとしている歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。



ハンド・アップ運動のシンボルマーク

(4) 街頭活動の強化

- 通学路やこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を行う。
- 街頭におけるキャンペーン等での啓発活動や地域を巡回し、生活道路対策「ゾーン30プラス」（最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組み合わせにより交通安全の向上を図ろうとする地域）の周知や、こどもを始めとする歩行者に対する安全行動の呼び掛け等を行う。
- 各種イベントにおいて、「歩きスマホ」の危険性の周知を行い、「ハンド・アップ運動」の周知と実践に努める。
- 信号無視や乱横断（横断禁止場所での横断等）をする歩行者に対して指導を行う。

(5) 交通安全教育・啓発事業の推進

- 幼児・児童に対する交通安全教室等を通じて、歩行中の安全な通行について指導を行う。
- 歩行環境シミュレータを活用した道路の安全な横断方法についての体験学習を行う。
- 明るい色の服装の着用や、反射材用品、LEDライト等の視認効果の周知及び活用を呼び掛ける。

(6) 啓発活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、チラシ、ウェブサイト等による啓発を行う。
- 啓発キャンペーンやイベント等を開催する。
- 広報車による巡回広報を行う。

8 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動 ～後部座席を含む全席着用率100%をめざして～



愛知県交通安全
マスコットキャラクター
シーベルちゃんともるくん

趣 旨

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されています。未だ着用率の低い後部座席のシートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい着用を徹底し、全席着用率100%を目指すため、次の運動を展開するものです。

実施日

県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所 2月14日（金）
「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間
（2月11日（火）～ 2月20日（木））
（6月11日（水）～ 6月20日（金））
（11月11日（火）～ 11月20日（木））

実施の内容

「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」の実施

- **参加者** 市区町村職員、警察署員、交通安全推進団体等
- **時間** 午前中（午前8時から正午）のうち1時間
- **実施内容**
 - ◆各市区町村の実情に応じ、市区町村、警察、関係団体等が連携して効果的に実施する。
 - ◆シートベルト・チャイルドシート着用率実態調査及び着用促進キャンペーンを実施する。
 - ◆信号停止中等の自動車から無作為に抽出し、運転手、助手席及び後部座席の同乗者のシートベルト・チャイルドシートの着用実態を把握する。



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
「カチャピヨン」

結果報告書

シートベルト・チャイルドシート着用率実態調査（様式6）

実施後1週間以内

「カチッと100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

(1) 街頭活動の強化

- 着用率の低い後部座席のシートベルト着用促進を図る。
- 交差点等で、サイン板等により、走行車両に対し着用の徹底を呼び掛ける。
- シートベルト非着用、チャイルドシート不使用に対する指導取締りを行う。

(2) 交通安全教育・啓発事業の推進

- 啓発キャンペーンやイベント等を開催し、着用率の低い後部座席のシートベルト着用促進を図る。
- チャイルドシートの正しい着用について周知、徹底する。
- 各種団体・各事業所では、研修会等を開催し、車利用者の着用指導を行う。
- タクシー・バスなどの営業用自動車は、乗客のシートベルト着用を徹底する。

(3) 啓発活動の強化

- 広報紙、機関紙、チラシ、ウェブサイト等による啓発を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。

9 飲酒運転の根絶

趣旨

愛知県内では、依然として飲酒運転に起因する重大な交通事故が後を絶たない実態であり、愛知県交通安全条例において、県民等に飲酒運転の根絶のための取組が規定されています。飲酒運転が引き起こす結果の重大性、悲惨さ等を県民意識に浸透させ、その根絶を図るために年間を通じて各種の取組を実施します。

実施日

飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日
飲酒運転根絶強調月間 12月

実施の内容

関係機関・団体と連携を強化し、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン等、広報啓発活動を実施する。

(1) 「飲酒運転四（し）ない運動」の推進

「飲酒運転四（し）ない運動」

- ★運転するなら酒を飲まない。
- ★酒を飲んだら運転しない。
- ★運転する人に酒をすすめない。
- ★酒を飲んだ人に運転させない。



愛知県交通安全
マスコットキャラクター
シーベルちゃん

(2) 「ハンドルキーパー運動」の推進

ハンドルキーパー運動

自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。



ハンドル
キーパー

ハンドルキーパー運動
のロゴマーク

(3) 街頭活動の強化

- 地域を挙げた街頭啓発活動を積極的に実施する。
- 交差点等で、サイン板等により、走行車両に対し飲酒運転根絶を呼び掛ける。
- 飲酒運転・酒気帯び運転に対する厳正な指導取締りを行う。

(4) 交通安全教育・啓発事業の推進等

- 啓発キャンペーンやイベント等を開催して、飲酒運転のもたらす危険性や悪質性を訴える。
- 飲酒体験ゴーグルを活用した体験学習を行う。
- 家庭において飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さについて話し合う。
- 酒類販売業者や飲食店等に依頼して、車を運転する人には、絶対に酒類を提供しないよう徹底を図る。
- 職場内で飲酒運転根絶に関するポスター等を掲示し、飲酒運転根絶の気運を盛り上げる。
- 職場では事業主や安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を助長することのない職場環境を作り上げる。
- 事業所等において運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を徹底する。
- 道路交通法の一部を改正する法律（自転車運転中の酒気帯び運転禁止の罰則の強化）について周知する。

(5) 啓発活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、ラジオ、テレビ、ポスター、チラシ、ウェブサイト等による啓発を行う。
- 巡回広報を行う。
- 啓発キャンペーンやイベント等を開催する。
- 酒類販売業者や飲食店等と連携して、ハンドルキーパー運動の推進や運転代行サービス等の利用を勧めるなど、家庭・地域・職場ぐるみの運動を推進する。
- 酒類を提供する飲食店では、飲酒運転根絶ポスターを掲示する等の取組を行う。

10 「ながらスマホ」の根絶

趣 旨

「ながらスマホ」の危険性を啓発するとともに、事故の重大性、悲惨さ等を県民意識に浸透させ、その根絶を図るものです。

実施の内容

(1) 街頭活動の強化

- 交差点等で、サイン板等により、走行車両に対し「ながらスマホ」根絶を呼び掛ける。
- 「ながらスマホ」に対する厳正な指導取締りを行う。

(2) 交通安全教育・啓発事業の推進

- 道路交通法の一部を改正する法律（自転車運転中の携帯電話使用等の禁止）の周知とともに、危険な運転が引き起こす事故の重大性や、交通事故被害者の声を反映した教育を行う。
- 自動車・自転車運転者だけでなく、歩行者の「ながらスマホ」の危険性についても周知する。
- 家庭において「ながらスマホ」の危険性等について話し合う。

(3) 啓発活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ポスター、チラシ、ウェブサイト等による啓発を行う。

11 「妨害運転」の根絶

趣旨

「妨害運転」の違法性を啓発するとともに、悪質・危険な運転が引き起こす事故の重大性、悲惨さ等を県民意識に浸透させ、その根絶を図るものです。

実施の内容

(1) 街頭活動の強化

- 交差点等で、「あおり運転禁止」等のサイン板等により、走行車両に対し「妨害運転」根絶を呼び掛ける。
- 「妨害運転」に対する厳正な指導取締りを行う。

(2) 交通安全教育・啓発事業の推進

- 「妨害運転」の対象となる10種類の違反や、罰則等の周知を行う。
 - ◆通行区分違反（※）
 - ◆急ブレーキ禁止違反（※）
 - ◆車間距離不保持（※）
 - ◆進路変更禁止違反（※）
 - ◆追越し違反（※）
 - ◆減光等義務違反
 - ◆警音器使用制限違反（※）
 - ◆安全運転義務違反（※）
 - ◆最低速度違反（高速自動車国道）
 - ◆高速自動車国道等駐停車違反
- 自転車も「妨害運転」の対象（上記※）となることの周知を行う。
- 車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にしないことを周知・徹底する。
- 妨害運転行為を受けた場合には、人目のある安全な場所に避難して、警察に110番通報をするなどの対処方法についても周知を図る。
- ドライブレコーダーの普及促進を促す。

(3) 啓発活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ポスター、チラシ、ウェブサイト等による啓発を行う。